

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3カ月を満たずに本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

入社後30日以内に退職した場合、紹介手数料の100%返金

入社後60日以内に退職した場合、紹介手数料の70%返金

入社後90日以内に退職した場合、紹介手数料の50%返金

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関係法令に違

反肢、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合に

は、紹介手数料を返還しないこととする。

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。